

野菜価格安定制度の活用について

～ 野菜制度を賢く使って農家経営の安定を図りましょう ～

令和 3 年 9 月

独立行政法人農畜産業振興機構

ポイント1	野菜価格安定制度の特徴 ～旬別にきめ細かく計算、早期交付、積立金に掛け捨てなし～	1
ポイント2	特別補給交付金 ～計画出荷の徹底で補てん金を1割増しで受給しましょう～	4
ポイント3	産地区分 ～計画出荷の徹底と継続で満額の補てん金を受給しましょう～	7
ポイント4	供給計画と出荷実績の“乖離度認定①” ～計画出荷の徹底と出荷開始前の当初供給計画の変更で満額の補てん金を受給しましょう～	9
ポイント5	供給計画と出荷実績の“乖離度認定②” ～異常気象や災害などの場合は“勘案認定”を受けて補てん額を維持しましょう～	12
ポイント6	特例申込み ～価格低落幅が大きいときに多くの補てんを受けたり、小さいときに少ない負担にできます～	15
ポイント7	生産資材費高騰申込み ～追加負担なしで補てん率が平均価格の95%に上がります～	17
ポイント8	加工業務用対応の申込み ～特例申し込み50, 55の加算額に係る追加負担額が軽減されます～	18
ポイント9	加工・業務用野菜などの契約取引に伴う豊凶リスクの軽減を図りたい場合 ～契約野菜安定供給事業や契約野菜収入確保モデル事業が活用できます～	19
ポイント10	水田転作などで新たに野菜産地づくりに取り組む場合 ～まず国の「指定産地」か、都道府県の「特定産地」に選定されることが必要です～	23

ポイント1 野菜価格安定制度の特徴

～旬別にきめ細かく計算、早期交付、積立金に掛け捨てなし～

- 1 野菜価格安定制度は、国民消費生活上重要な野菜の価格が天候による豊凶などで低落した場合に販売収入を補てんし、生産者の経営安定と次期作の安定を図る制度です。
- 2 野菜価格安定制度には、3つの特徴があります。

◇特徴1： “価格差補給金は上旬・中旬・下旬の旬別にきめ細かく算定します”

- 価格差補給金は、平均販売価額と保証基準額の差の一部を補てんするものですが、野菜価格の変動に応じて上旬・中旬・下旬の旬別にきめ細かく算定します。
- 野菜の生育は、天候、気温、降雨、災害等によって短期間に変動します。適度な降雨と気温上昇でたちまち生産量が大幅に増加したり、干ばつや気温低下で生産量が大きく減ったりします。例えば、秋冬はくさいは、気温が下がると生育の悪化で収穫量が減りますが、寒さで鍋物需要が急増し高値になりますが、一転してポカポカ日和で暖かくなると生育が進む一方で鍋物需要が減少し安値に転じます。
- このような野菜価格の変動に応じて、上旬・中旬・下旬の旬別に対象野菜の平均販売価額や価格差補給金をきめ細かく算定し、販売収入の減少を補てんします。

◇特徴2： “対象野菜の出荷期間終了後概ね2ヶ月後に価格差補給金を交付します”

- 価格差補給金は、対象野菜の出荷期間終了後概ね2ヶ月後に機構から出荷団体等に交付されます。
- 卸売会社と機構は、“ベジフルネット”というシステムでつながれており、日々の卸売市場の売買データはシステムを通じて機構に送られ、機構の算定・交付システムを使って旬ごとの平均販売価額、出荷数量等を迅速に算定しています。機構と出荷団体等の担当者がそれらの仕切書データの照合・確認を行った上で価格差補給金の金額を算定・確認し、対象野菜の出荷期間終了後概ね2ヶ月後に機構から出荷団体等に価格差補給金を交付します。

◇特徴3： “資金の積立てに国60%、道府県20%の補助、生産者積立金に掛け捨てはありません”

- 指定野菜事業は、資金の積立てに対し国60%、道府県20%の補助があります（生産者負担は20%）。特定野菜事業は、国33%、都道府県33%の補助があります（生産者負担33%）。
- 生産者の積立金は掛け捨てではありません。交付予約数量の減少や交付予約の解約等で余剰が生じ出荷団体等から申し出があった場合は返戻することができます。

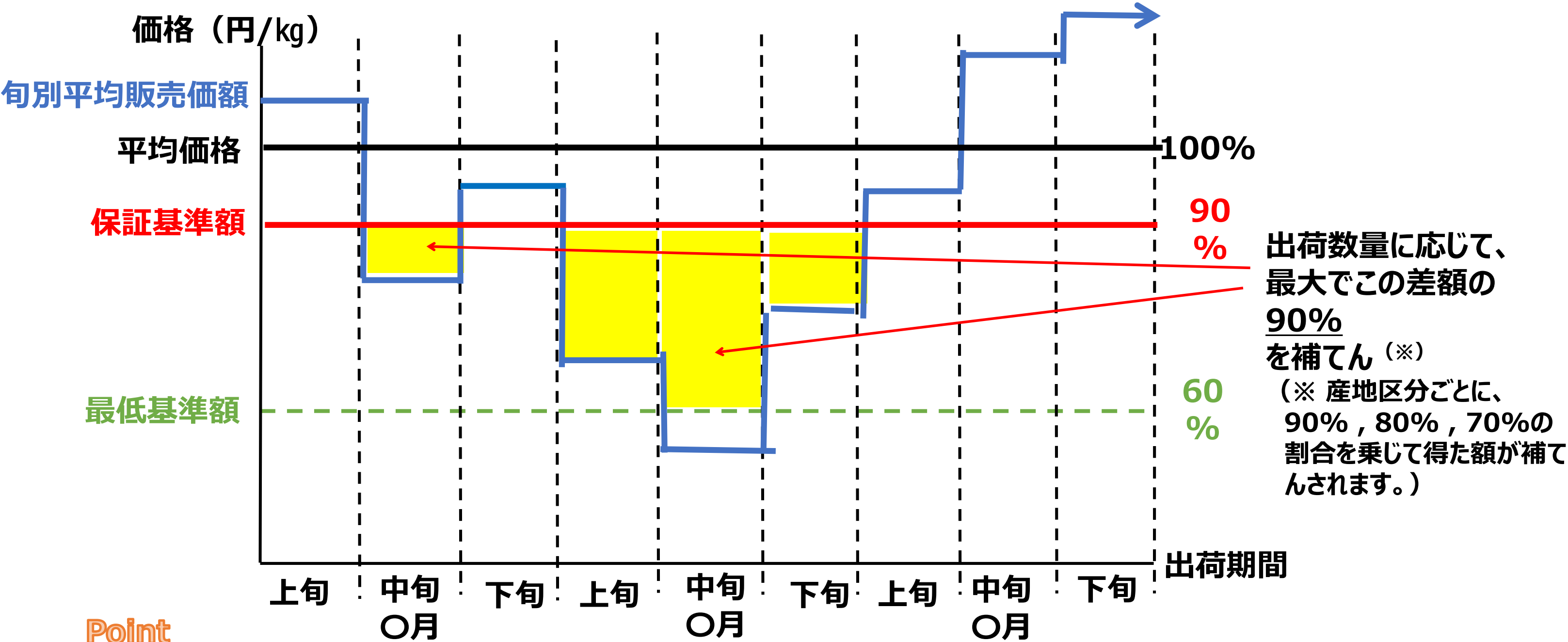
【指定野菜価格安定事業の仕組み】

・本事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源として、販売した野菜の平均販売価額が保証基準額（平均価格の90%）を下回った場合、保証基準額と平均販売価額との差額を補てんする事業です。

Point



価格差補給金は上中下旬の旬別にきめ細かく算定します。



Point



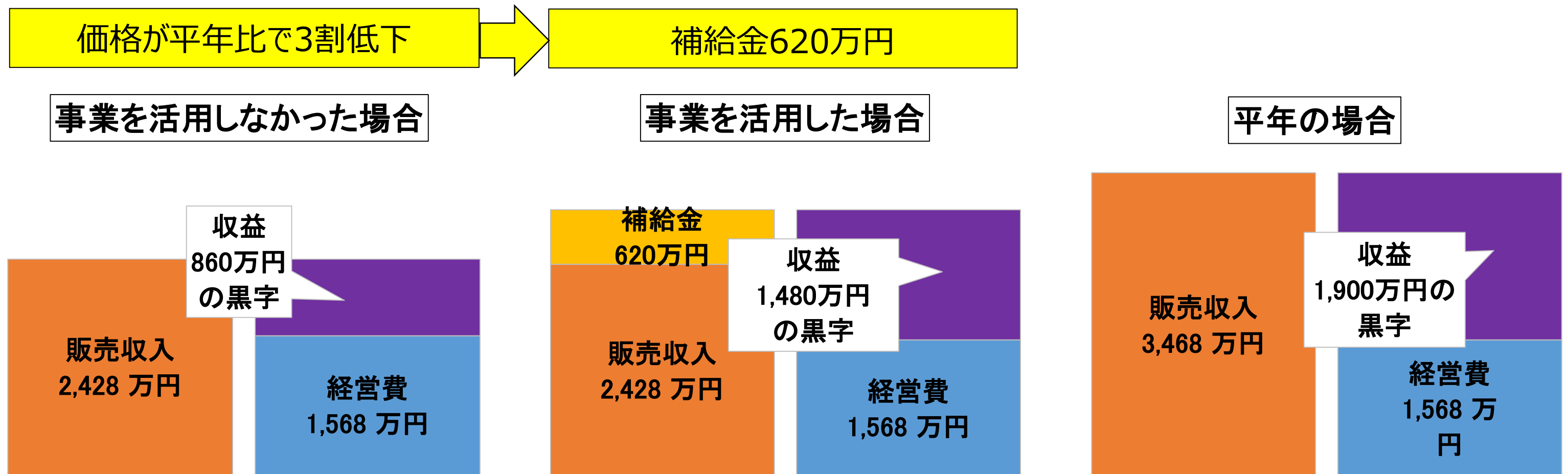
野菜価格の変動に応じた旬別の計算により、生産者を支援します。



資金の積立てに国60%、県20%の補助、生産者積立金に掛け捨てはありません。

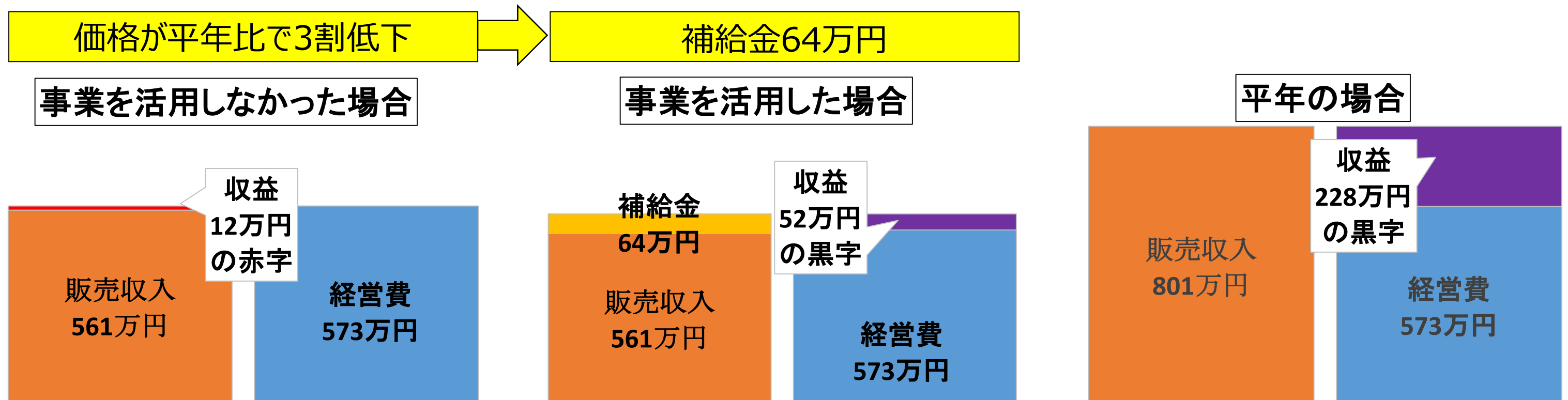
【指定野菜価格安定事業の活用例】

品目：夏秋キャベツ（関東） 交付数量：445トン（作付面積6.5ha） 出荷期間：7～10月



【特定野菜価格安定事業の活用例】

品目：すいか（関東） 交付数量：48トン（作付面積1.4ha） 出荷期間：6月



ポイント2 “特別補給交付金”

～計画出荷の徹底で補てん金を1割増しで受給しましょう～

- 1 指定野菜価格安定対策事業には、対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合にその差額の9割が補てんされる「一般補給交付金」と、出荷団体等による計画出荷を促進するための「特別補給交付金」があります。
- 2 「特別補給交付金」とは、供給計画数量と出荷実績の差が一定の範囲内であった場合に、「産地区分」に応じて一般補給交付金の補てん率に1割相当が上乗せされるものです。
- 3 具体的には、「対象野菜の対象出荷期間の供給計画数量と出荷実績の差の供給計画数量に対する割合（乖離度）が対象出荷期間全体でみて10%未満で、かつ、月別でも20%未満の月が3分の2以上を占めていること」が特別補給交付金の交付条件です。機構が認定をします。
- 4 この認定を受ければ、価格低落時に産地区分ごとに、一般補給交付金の金額に特別補給加算率（産地区分Ⅰ：9分の1、Ⅱ：8分の1、Ⅲ：7分の1）を乗じて得られる1割相当の「特別補給交付金」を上乗せで受給できます。
- 5 「特別補給交付金」の交付を受けるためには、交付予約の際に特別補給交付金の申込みをし、その分積立額が概ね1割増えますが、掛け捨てはありません。
- 6 計画出荷の徹底により1割増しの特別補給交付金を受給できるようにしましょう。

【特別補給交付金の概要】

- ・ 特別補給交付金とは、計画出荷を達成した場合に保証基準額と平均販売価額との差の10%を上乗せされる加算金です。ただし、キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん、秋冬はくさい以外は、事前の申し込みが必要です。
- ・ 特別補給交付金の交付を受けるための申し込みをする場合、生産者の負担金及び道府県法人の納付金が増えるため、予約希望数量の取りまとめの際に、関係者間で調整をしてください。

【対象要件】

交付予約の申し込みを行っている対象野菜及び対象出荷期間ごとに、供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果の乖離の度合いが、対象出荷期間全体で10%未満であり、かつ、月別で20%未満の月が3分の2以上を占めていると認定されたものが対象

-  【例】・『冬春トマト』の補てん対象数量が『100t』、供給計画数量が『100t』、出荷実績が『100t』
・保証基準額と平均販売価額との差額：20円/kgの10%が特別補給交付金

合計 【2, 000千円】	特別補給交付金 【200千円】	国	120千円
		道府県	40千円
		生産者	40千円
	一般補給交付金 【1, 800千円】	国	1,080千円
		道府県	360千円
		生産者	360千円
100t出荷			

- Point
- ・令和2年8月申込みから対象出荷期間全体の発動要件が、6%未満から10%未満に緩和されました。
 - ・特別補給交付金を申し込むことで、より大きな補てんを得られます。

【特別補給交付金を申し込んだ場合の例（ばれいしょ（即売）出荷期間1/1～3/31 交付予約数量3700トン）】

☆ 交付額：旧認定一般補給交付金22,614千円 ⇒新認定25,588千円

うち 認定b⇒Aにより一般補給交付金418千円

うち 特別補給交付金2,556千円

の増額

種別別供給計画数量、出荷数量及び交付予約数量（確定）

野菜種別		ばれいしょ(即売)		期間 2020年01月01日～2020年03月31日																	
登録出荷団体等	対象 市場群	交付 予約数量 (t)	1 月			2 月			3 月			計			旧認定 (令和2年5月申込 みまで)	新認定 (令和2年8月申込 みから)	旧認定 (令和2年5月申込み で)	新認定で特別補給 交付金を申し込ん でいた場合			
			計画数量 (t) A	出荷数量 (t) B	対比 (%) B/A	計画数量 (t) C	出荷数量 (t) D	対比 (%) D/C	計画数量 (t) E	出荷数量 (t) F	対比 (%) F/E	計画数量 (t) M	出荷数量 (t) N	対比 (%) N/M							
団体A	関東	1,750	1,039	929	89	1,442	1,760	122	2,240	2,355	105	4,721	5,044	107	a	AO	12,805,000	14,227,000			
	北陸	350	159	102	64	175	185	106	271	174	64	605	461	76	b	AO	2,502,000	2,926,000			
	東海	755	560	303	54	1,047	865	83	1,375	1,145	83	2,982	2,313	78	b	AO	5,425,000	6,345,000			
	近畿	265	259	421	162	757	809	107	1,028	1,077	105	2,044	2,307	113	a	AO	1,423,000	1,581,000			
	中国	100	63	52	82	239	231	97	397	356	90	699	639	91	a	AO	0	0			
	四国	50	20	10	51	56	48	86	82	93	113	158	151	96	a○	AO	259,000	287,000			
	九州	430	164	137	84	569	625	110	1,142	1,381	121	1,875	2,143	114	a	AO	200,000	222,000			
	計	3,700	2,264	1,954	86	4,285	4,523	106	6,535	6,581	101	13,084	13,058	100			22,614,000	25,588,000			
新認定で特別補給交付金を申し込んでいた場合の加算額																	2,974,000				

(説明)

1. 「旧認定」では、対象市場群のうち四国のみが特別補給交付金の範囲の対象。この例では、特別補給交付金を申し込んでいないため「a○」認定だが、一般補給交付金22,614千円が交付。
2. 「新認定」では、すべての対象市場群を合算して比較し、すべての業務区分が同じ「A○」認定となり、特別補給交付金2,556千円、一般補給交付金418千円（北陸・東海市場）が加算され、25,588千円が交付。特別補給交付金+10%加算の影響が大きい。
3. (特別補給交付金交付の要件)

①対象出荷期間全体で供給計画数量と出荷実績の乖離度が10%未満：0%⇒クリア

②月別で乖離度20%未満の月が3分の2以上：1月14%、2月6%、3月1%⇒クリア

ポイント3 “産地区分”

～計画出荷の徹底と継続で満額の補てん金を受給しましょう～

- 1 野菜価格安定制度は、生活必需品である野菜の価格安定を図るため、出荷団体等による需要に応じた計画生産・出荷を推進し、それでもなお天候等により価格の低落があった場合は価格差補給金を交付し、生産者の経営安定と次期作の安定を図るものです。
- 2 このため、登録出荷団体・生産者ごとに、毎年度、直近3カ年の供給計画数量に対する出荷実績数量の割合（「計画的出荷割合」）等をもとに、「産地区分」（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3区分）の認定を行います。「産地区分Ⅰ」の場合は平均販売価額と保証基準額の差額の10分の9の“満額”の価格差補給金を受け取ることができますが、「産地区分Ⅱ」の場合は差額の10分の8、「産地区分Ⅲ」の場合は10分の7となり価格差補給金が減額されます。
- 3 「産地区分Ⅰ」の認定基準には2つのタイプがあります。1つ目は、加工・業務用の指定野菜を生産する指定産地で、知事の認定を受けた「加工・業務用推進タイプの産地強化計画」を策定していることです。2つ目は、一般の指定野菜を生産する指定産地で、①「交付予約を行う事業年度の前年度以前の直近3カ年の各年度ごとの計画的出荷割合が100分の120未満で、かつ当該3カ年の各年度ごとの計画的出荷割合の平均が100分の110未満であること」、②出荷団体等が「産地強化計画」（加工・業務用推進タイプの産地強化計画以外）を策定していることの2点で、特に①の「計画的出荷割合」を基準以内にすることが重要です。「産地区分」の認定は国が行います。
- 4 このため、出荷団体等が、市場への入荷量見通し、作付面積、反収等を基礎に精度の高い当初供給計画を作成するとともに、実際の対象野菜の出荷、作柄、需要等の状況をみて出荷期間開始前に実態を反映した供給計画に変更し、計画出荷に継続して取り組むことにより、計画的出荷割合の基準を達成し、「産地区分Ⅰ」の認定を受けて、“満額”の一般補給交付金を受給できるようにしましょう。

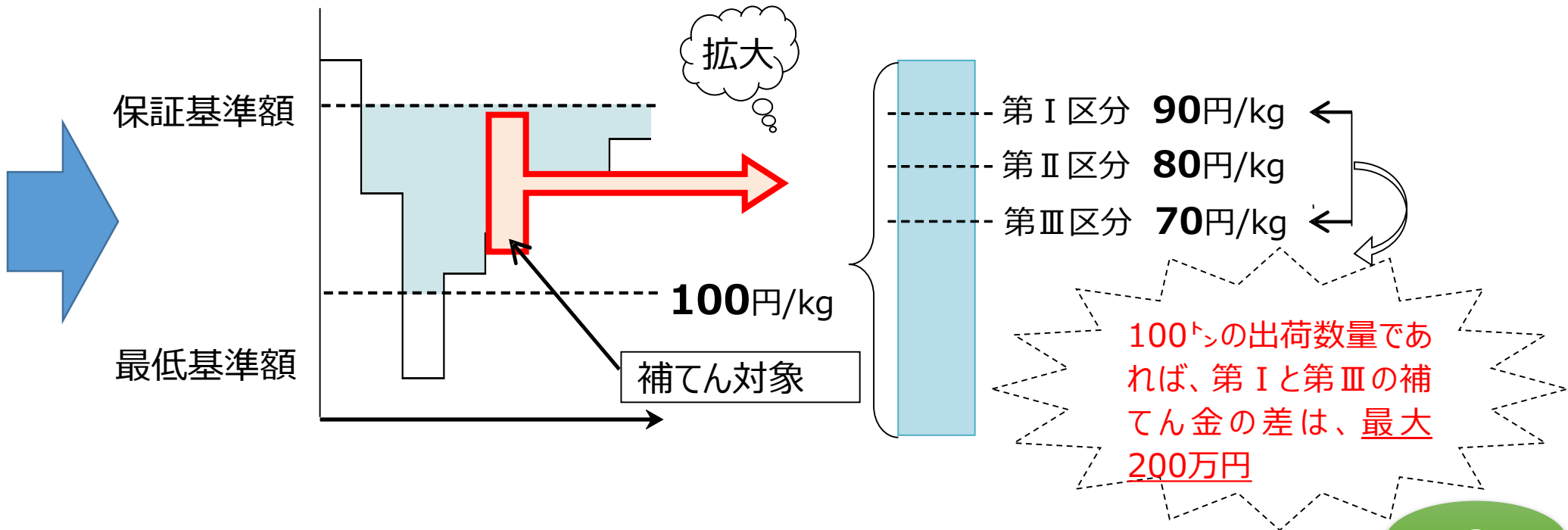
【産地区分の概要】

・農林水産省が、以下の表により、毎年度、産地を出荷団体等の計画的な出荷の取り組み状況に応じて3区分に区分します。この3区分を「産地区分」といい、適用される産地区分は、保証基準額と平均販売価額との差額に乗ずる補てん率と連動しています。

第Ⅰ区分	次のいずれかであれば該当 (1) 加工・業務用に対応する出荷団体等 ① 加工・業務用野菜の安定供給に関する産地強化計画（「加工・業務用推進タイプ」）を策定していること (2) (1) 以外 次の①及び②の要件を満たす出荷団体等 ① 産地強化計画を策定していること（「加工・業務用推進タイプ」以外のもの） ② 計画的出荷計画：直近3か年の年度ごとの計画的出荷割合が100分の120未満であって、当該3か年の計画的出荷割合の平均が100分の110未満であること。（ただし、やむを得ない理由により100分の120を超える年度は除く。以下同じ。）
第Ⅱ区分	次の①及び②の要件を満たす出荷団体等 ① 産地強化計画を策定していること（「加工・業務用推進タイプ」以外のもの） ② 計画的出荷割合：第Ⅰ区分の(2)の②に該当しないこと
第Ⅲ区分	産地強化計画：策定しないこと

○ 産地区分別の補てん率

産地区分	適用される補てん率
第Ⅰ区分	90%
第Ⅱ区分	80%
第Ⅲ区分	70%



ポイント4 供給計画と出荷実績の“乖離度認定①”

～計画出荷の徹底と出荷開始前の当初供給計画の変更で満額の補てん金を受給しましょう～

- 1 指定野菜の計画出荷の推進のため、対象野菜・対象出荷期間ごとに、出荷実績数量と供給計画数量の差の供給計画数量に対する割合（「乖離度」）に応じて、A～Fの6つの区分の認定を行い、認定区分によって一般補給交付金の交付率に差が生じます。「乖離度認定」は機構が行います。
- 2 出荷実績数量と供給計画数量の乖離度が20%未満の「認定区分A」の場合は、交付率10分の10で“満額”の一般補給交付金を受給できます。しかし、乖離度20%以上30%未満の「認定区分B」は交付率10分の8、乖離度30%以上40%未満の「認定区分C」は交付率10分の7と段階的に交付率が下がり、最下位の乖離度60%以上の「認定区分F」は交付率10分の4となり、“満額”の「認定区分A」に比べ6割減額されます。
- 3 なお、令和2年8月申込から、重要・調整野菜と一般指定野菜の認定区分が統合され、従前の対象野菜・対象出荷期間・対象市場群（業務区分）ごとの認定から対象野菜・対象出荷期間ごとに各対象市場群への出荷量を合算して比較・認定する方式に変更されました。
- 4 このため、出荷団体等が、市場への入荷量見通し、作付面積、反収等を基礎に精度の高い当初供給計画を作成するとともに、実際の対象野菜の出荷、作柄、需要等の状況をみて出荷期間開始前に実態を反映した供給計画に変更し、計画出荷に取り組むことにより、乖離度20%未満の「認定区分A」の認定を受けて、“満額”の一般補給交付金を受給できるようにしましょう。

【乖離度認定の区分と一般補給交付金の交付率】

乖離の度合い	認定区分	一般補給金の交付率
20%未満	A	10/10
20%～30%	B	8/10
30%～40%	C	7/10
40%～50%	D	6/10
50%～60%	E	5/10
60%以上	F	4/10

【乖離度認定の各対象市場群出荷量の合算方式への変更（令和2年度～）】

- 交付予約の申込みを行っている対象野菜及び対象出荷期間ごとに、供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果を基準に、業務区分ごとに乖離の度合いを認定する方式に令和2年8月申込みから変更となりました。
- 交付予約の申込みを行っている対象野菜及び対象出荷期間を単位に、合計を意識した供給計画数量を策定すること、これを踏まえた出荷実績を目指すことが重要です。

乖離度認定の例（冬レタス（結球））

業 務 区 分			令和2年5月申込みまでの乖離の度合い					令和2年8月申込みからの乖離の度合い				
対象野菜	対象市場群（ブロック）	対象出荷期間	供給計画数量（A）	予約数量（B）	出荷数量（C）	乖離度（C-A）/A	認定	供給計画数量（A）	予約数量（B）	出荷数量（C）	乖離度（C-A）/A	認定
冬レタス（結球）	北海道	1.1～2.28	1,290	700	750	-42%	D	1,290	700	750	-42%	A
冬レタス（結球）	東北	1.1～2.28										
冬レタス（結球）	関東	1.1～2.28	780	500	820	5%	A	780	500	820	5%	A
冬レタス	北陸	1.1～2.28										
冬レタス（結球）	東海	1.1～2.28	330	150	200	-39%	C	330	150	200	-39%	A
冬レタス（結球）	近畿	1.1～2.28	840	300	970	15%	A	840	300	970	15%	A
冬レタス（結球）	中国	1.1～2.28										
冬レタス	四国	1.1～2.28	40	40	50	25%	B	40	40	50	25%	A
冬レタス（結球）	九州	1.1～2.28	120	50	100	-17%	A	120	50	100	-17%	A
冬レタス（結球）	沖縄	1.1～2.28										
合計								3,400	1,740	2,890	-15%	

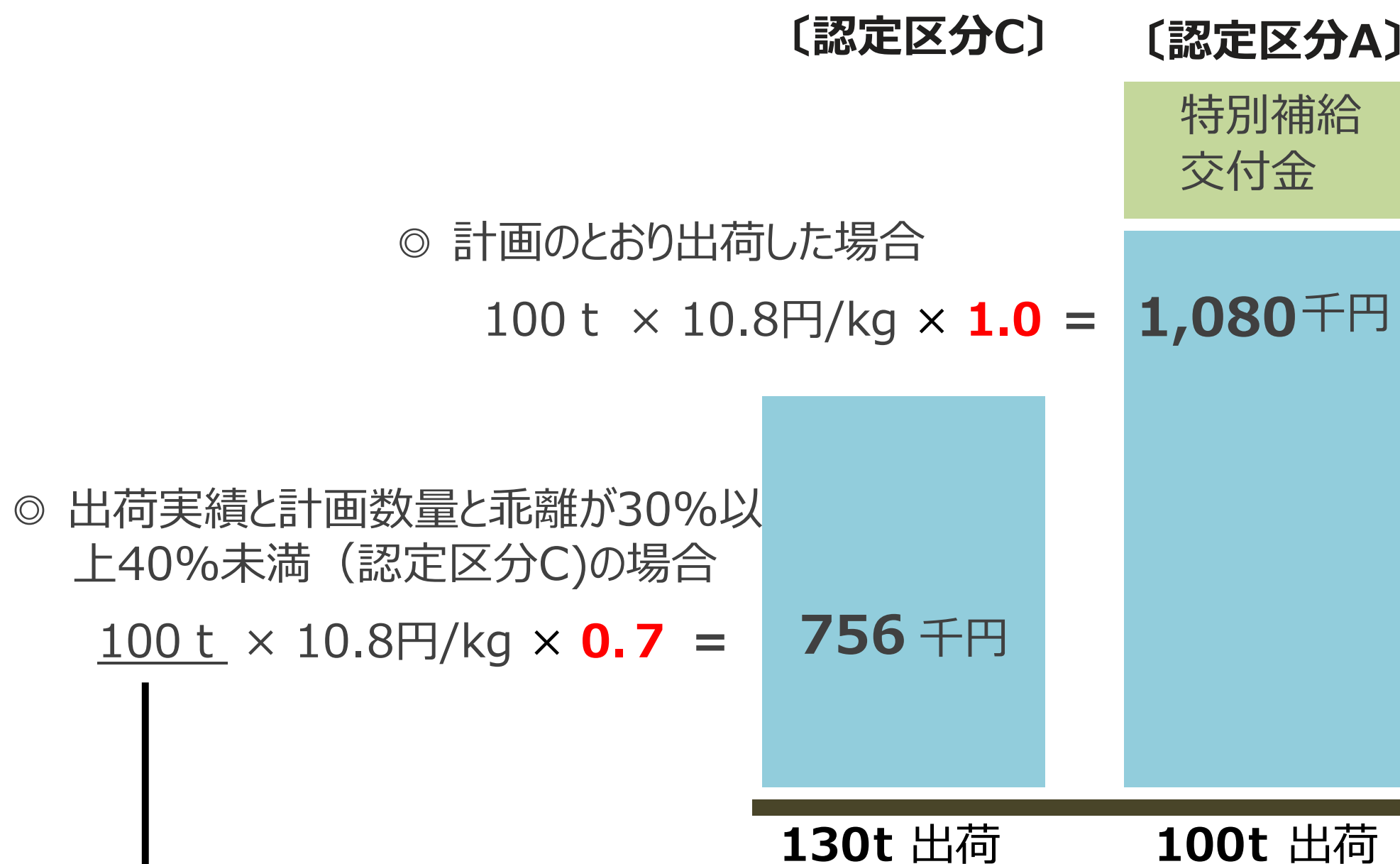
冬レタスの北陸ブロック及び四国ブロックは、「指定野菜価格安定対策事業の推進について」の別表の（注）に基づき、冬レタス（結球）とみなして算出。

【乖離度認定の事例】

『夏だいこん』の補てん対象数量が『100 t』の場合

保証基準額と平均販売価額との差額12円/kg, 交付予約数量及び供給計画数量 100 t

⇒補てん額は、認定区分A「120万円」、認定区分C「75.6万円」で「44.4万円」の差



※ 特別補給交付金とは、計画出荷を達成した場合に10%上乗せされる加算金です。ただし、事前の申し込みが必要です。上記例の場合、「120千円」が加算されます。

Point

小さな負担で、大きな補償が受けられます。

補てん対象数量の上限数量は、交付予約数量となります。

ポイント5 供給計画と出荷実績の“乖離度認定②”

～異常気象や災害などの場合は“勘案認定”を受けて補てん額を維持しましょう～

- 1 異常気象、災害、交通途絶、病害虫・感染症の発生等による収穫量の変動、出荷期間のズレ、需要減、需給調整の実施など生産者の責めに帰せない事情により、供給計画に沿った計画出荷ができない事態が生じた場合は、これらの事情を勘案して、乖離度の認定の変更（「勘案認定」）を行うことにより、一般補給交付金の減額を回避・軽減することができます。
- 2 「勘案認定」を受けるためには、出荷期間終了後に、出荷団体等が異常気象等による収穫減・出荷期間のズレの発生、需給調整の実施などの資料・データを添えて、機構に申請を行います。機構は、地方農政局の意見を聴いた上で「勘案認定」を行います。
- 3 異常気象、災害、交通途絶、病害虫・感染症の発生、需給調整の実施等のために供給計画に沿った計画出荷ができなかった場合は、「勘案認定」を受けて、一般補給交付金の交付額を維持しましょう。

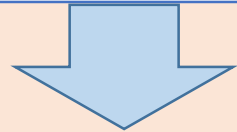
【勘案認定の対象となるケース】

1. 出荷計画を下回る出荷実績となった場合

(1) 緊急需給調整（※）が行われた場合

(例)

緊急的な需給調整の実施



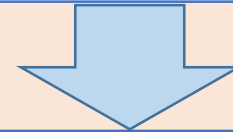
出荷数量の減少

（※）生産出荷団体緊急需給調整事業を
いいます。

(2) 異常な気象条件による例年にない
収穫減又は出荷時期のズレが生じた
場合

(例)

異常気象等の発生

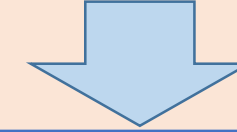


出荷数量の減少または
出荷時期のズレの発生

(3) 天災その他やむを得ない事情により
対象市場に出荷することが困難となっ
た場合

(例)

台風等による交通途絶



出荷数量の減少

2. 出荷計画を上回る出荷実績となった場合

○国が出荷要請を行う（※）等特段の事情がある場合

(例)

国の出荷要請等に応じて出荷



出荷数量が増加

（※）生産出荷団体緊急需給調整事業が行われた場合
及び国が別途出荷要請を行った場合をいいます。

（注意すべきポイント）

出荷計画数量を上回る出荷は、本来コン
トロールが可能であることから、先の場合
を除き勘案認定を行わないこととされてい
ます。

（業務方法書第111条第7項）

【勘案認定が行われたケース】

今までに勘案認定が行われたケース	具体的に認められた事例	添付資料として提出された資料	関連性を示す資料
1 緊急需給調整を実施した場合	7～10月の夏秋キャベツについて、卸売価格の低迷の影響を受け、緊急需給調整事業を実施したため、出荷数量が減少。	(1)生育状況等、 (2)主要作型、 (3)気象データ、 (4)当該年出荷実績 ア緊急需給調整実施状況報告書 イ指定産地地図	・緊急需給調整実施状況報告書 により、緊急需給調整を実施したことを示した。
2 異常気象による出荷期間のズレと収穫減	4～5月の春レタスについて、定植時期の3月以降の天候要因から生育が進まず、生育又は品質不良から単収の大幅な低下や出荷のズレから、出荷量が減少。	(1)生育状況等、 (2)主要作型、 (3)気象データ、 (4)6か年作付実績、 (5)6か年出荷実績、 ア等級別割合、イ写真、 ウ改良普及センター技術情報、 エ農水省生産局低温等に関する注意喚起の文書	・気象データ ・写真（生育不良、品質不良が発生したものがわかるもの） ・改良普及センターの技術情報、農水省生産局低温等に関する注意喚起の文書 により、気象と出荷期間のズレと出荷数量の減少の因果関係を示した。
3 天災その他やむを得ない事情によるもの	1～3月の秋冬だいこんが、平成23年3月11日の東日本大震災による道路の遮断等により、トラックが当該市場へ到着しなかったことによる出荷量の減少。	(1)6か年出荷実績、 (2)6か年作付実績、 ア新聞記事、イ未着分送り状	・新聞記事 により、東日本大震災の被災状況を示し、未着分の送り状により、出荷量の減少の因果関係を示した。
4 国が出荷要請等を行った場合	7～9月のきゅうりについて、農水省からの出荷要請に応じて、9月に出荷促進を行ったことによる出荷の増加。	(1)生育状況等、 (2)主要作型、 (3)気象データ、 (4)6か年作付実績、 (5)6か年出荷実績、 ア等級別割合、イ農水省からの野菜の供給確保の通知文書	・農水省からの野菜の供給確保の通知文書 により国からの出荷要請があったことを示した。

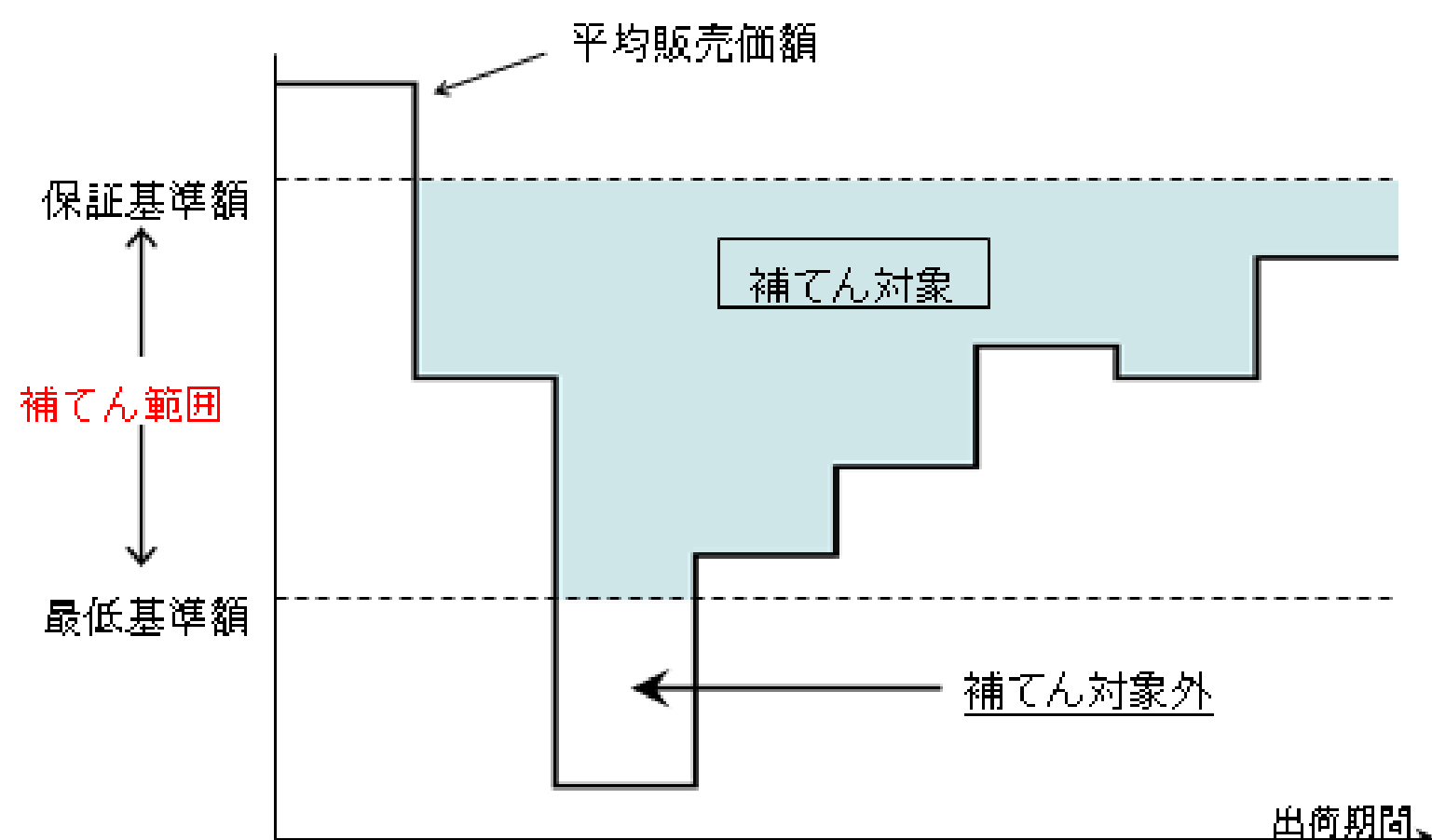
ポイント6 “特例申込み”

～価格低落幅が大きいときに多くの補てんを受けたり、小さいときに少ない負担にできます～

- 1 指定野菜価格安定対策事業では、対象野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合にその差額の9割が価格差補給金として交付されますが、平均販売価額が大幅に低落し「最低基準額」を下回った場合は、保証基準額と最低基準額の差額の9割が交付されます。最低基準額の標準は平均価格の60%に設定されており、例えば、平均販売価額が平均価格の5割に低落した場合は、「保証基準額－平均販売価額（平均価格の50%）」でなく、「保証基準額－最低基準額（平均価格の60%）」が交付されることになり、最低基準額以下に価格が下がってもその分は補てんの対象になりません。
- 2 しかし、平年比4割安を超えるような価格低落がたびたび発生するような産地や野菜もあれば、価格が下がっても平年比3割程度にとどまる産地や野菜もあります。このため、産地の実情に応じて、業務区分ごとに、最低基準価格を平均価格の50%、55%、60%、65%及び70%の中から出荷団体等が選択できる「特例申込み」を行うことができ、それぞれ順に「特例申込み 50」、「特例申込み 55」、「標準申込み」、「特例申込み 65」及び「特例申込み 70」と言います。
- 3 平年比4割安を超えるような価格低落がたびたび発生するような産地や野菜の場合は、「特例申込み50」や「特例申込み55」を申し込めば、その分積立額は増えますが、価格差補てんの幅が広くなり、より多くの価格差補給金を受給することができます。
- 4 逆に価格が下がっても平年比3割程度にとどまる産地や野菜の場合は、「特例申込み65」や「特例申込み70」を申し込めば、価格差補てんの幅は狭くなりますが、積立額を少なくすることができます。
- 5 産地や野菜の特性に応じて、「標準申込み」、「各特例申込み」のメリット・デメリットを比較検討した上で、最も適切な区分を選択するようにしましょう。

【特例申込みの概要】

- 最低基準額は、平均販売価額の下落による補てん範囲の下限額であり、業務区分ごとに平均価格の50%、55%、60%（標準）、65%及び70%に相当する額の中から産地の実情に応じて登録出荷団体等が自主的に選択できることとなっています。
- ただし、特例申込み50、特例申込み55（重要野菜は除く。）の申込みは、産地強化計画を作成していなければ申し込むことができません。
- 特例申込みをされる際には、生産者の負担金だけではなく、道府県の納付金にも影響するため、道府県と相談の上、予約希望の内容を決めてください。



申込み区分	最低基準額の設定額
特例申込み70	平均価格の70%
特例申込み65	平均価格の65%
標準申込み	平均価格の60%
特例申込み55	平均価格の55%
特例申込み50	平均価格の50%

補てん範囲・経費負担

狭い・小さい

広い・大きい

Point

・価格低落幅が大きいときに多くの補てんを受けたり、補てん範囲を狭くすることで、負担金を少なくすることが可能です。産地の要望に応じて、適切な申込みとなるよう取り組んでください。

ポイント7 “生産資材費高騰申込み”

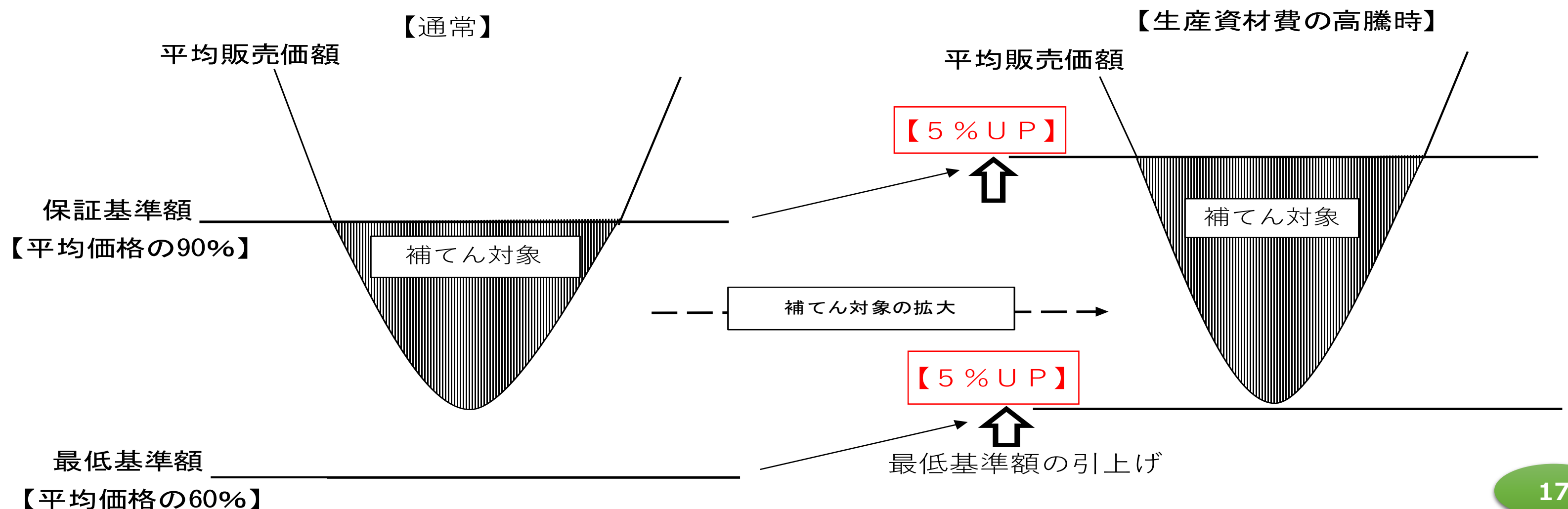
～追加負担なしで補てん率が平均価格の95%に上がります～

- 1 野菜の価格下落時に生産資材費が高騰した場合の経営への影響を緩和するため「生産資材費高騰申込み」が利用できます。
- 2 具体的には、平均販売価額が保証基準額を下回り、かつ、生産資材費が高騰している場合に保証基準額を平均価格の90%から95%に相当する額まで引き上げ、この額との差額に産地区分に応じた補てん率を乗じた額を単価として価格差補給交付金が交付されます。
- 3 この特例申込みを利用するためには、あらかじめ「資材低減に係る産地強化計画」を策定する必要がありますが、追加負担の発生はありません。

【対象となる野菜】

冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン、夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、春夏にんじん、夏秋ピーマン及び冬レタス（対象出荷期間10/16～11 を除く）

[生産資材費高騰申込みの仕組み]



ポイント8 “加工業務用対応の申込み”
～特例申し込み50, 55の加算額に係る追加負担額が軽減されます～

- 1 調整野菜・一般指定野菜における特例申込み50又は55をした登録出荷団体等の負担割合は、平均価格の60%と当該特例申込み（平均価格の50%、55%）の差額の「25%」です。
- 2 加工・業務用野菜の生産振興のため、あらかじめ「加工・業務用推進タイプの産地強化計画】を策定している場合は、この負担割合が差額の「20%」（重要野菜の特例申込み50は17.5%）に軽減されます。

【対象となる特例申込み】

①調整野菜・一般指定野菜の特例申込み50又は55

②重要野菜の特例申込み50

加工業務用推進タイプの産地強化計画を策定していない場合

負担者区分		負担金	納付金	補助金	計
対象野菜の種類		登録出荷団体	道府県	国	
重要野菜		17.5%	17.5%	65.0%	100%
特例申込み50加算額 （特例申込み55の最低基準額との差額に相当する額）		25.0%	25.0%	50.0%	100%
調整野菜・一般指定野菜		20.0%	20.0%	60.0%	100%
特例申込み50・55加算額 （標準申込みの最低基準額との差額に相当する額）		25.0%	25.0%	50.0%	100%

加工業務用推進タイプの産地強化計画を策定している場合

負担金		納付金	補助金	計
登録出荷団体		道府県	国	
17.5%	17.5%	65.0%	100%	
20.0%	20.0%	60.0%	100%	

ポイント9 加工・業務用野菜などの契約取引に伴う豊凶リスクの軽減を図りたい場合 ～契約野菜安定供給事業や契約野菜収入確保モデル事業が活用できます～

- 1 食の外部化・簡便化などを背景に野菜の需要は家計消費から加工・業務用に徐々にシフトしており、加工・業務用需要は野菜の需要の約6割を占めています。加工・業務用野菜は、水田を活用した付加価値の高い農業の展開にとっても重要です。
- 2 加工・業務用野菜は、卸売市場経由と実需者と生産者の契約取引経由の双方で流通していますが、生産者にとって契約取引は、販路確保や収入安定化のメリットがある一方、天候などによる作柄変動に伴う価格低落、生産過剰、数量不足などのリスクがあります。「契約野菜安定供給事業」や「契約野菜収入確保モデル事業」を活用して契約取引に伴うリスクを軽減することができます。
- 3 「契約野菜安定供給事業」は、①対象野菜は、「指定野菜」（14品目）、「特定野菜」（35品目）、②対象者は、「指定産地」、知事が選定する「特定産地」の出荷団体・生産者、③市場価格連動型契約での「価格低落タイプ」、定量供給契約での豊作時の「出荷調整タイプ」、価格高騰時の市場調達による「数量確保タイプ」の3つのタイプ（同一契約・積立金で出荷調整と数量確保タイプの同時申込みが可能）、④積立金の負担割合は、指定野菜は国50%、都道府県25%、生産者25%、特定野菜は国33%、都道府県33%、生産者33% などの特徴があります。
- 4 「契約野菜収入確保モデル事業」は、①対象野菜は、「指定野菜」（14品目）、②対象者は、指定産地以外の産地も対象で、生産者の作付面積制限がなく、数量確保タイプは中間事業者が対象、③数量と価格を定めた書面契約での豊作時の「出荷調整タイプ」、価格高騰時の契約数量の遵守のための「出荷促進タイプ」、価格高騰時の市場調達による「数量確保タイプ」の3つのタイプ（同一契約・積立金で出荷調整と出荷促進タイプの同時申込みが可能）、④積立金の負担割合は国50%、生産者・中間事業者50%、などの特徴があります。毎年度前期（1月）と後期（7月）の2回の公募により事業者を募集しています。
- 5 このほか、端境期の国産野菜の生産拡大に向けた生産・流通体系構築、出荷期間拡大、作付安定技術導入の取組を支援する「端境期等対象産地育成強化事業」（加工・業務用野菜19品目、生食用野菜2品目が対象、事業対象面積×15万円/10aを助成）があります。
- 6 産地の事情に応じて、これらの事業を活用し、野菜の契約取引に伴うリスクの軽減と生産基盤の強化に取り組みましょう。

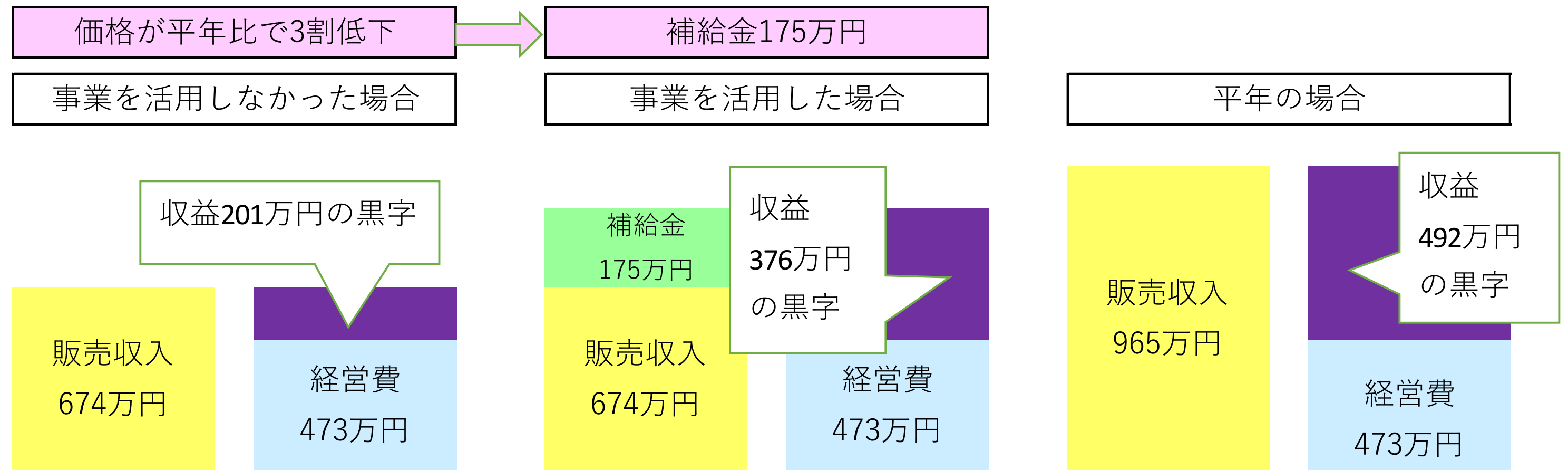
【契約指定野菜安定供給事業と契約野菜収入確保モデル事業の特徴】

	契約指定野菜安定供給事業等		契約野菜収入確保モデル事業
	契約指定野菜 安定供給事業	契約特定野菜等 安定供給促進事業	
対象野菜	指定野菜14品目	特定野菜35品目 指定野菜14品目	指定野菜14品目
対象者	国の指定産地又は都道府県の特定産地で対象野菜を生産し、実需者と書面による契約取引を行う生産者及び委託出荷を受ける出荷団体		実需者と書面による契約取引を行う生産者及び委託出荷を受ける出荷団体、中間事業者（指定産地外で生産された指定野菜も対象）
事業タイプ	①価格低落タイプ 市場価格連動型の契約で価格が著しく低落した場合に補てん ②出荷調整タイプ 契約遵守のため余裕をみて作付した野菜を価格低落時に出荷調整した場合に補てん ③数量確保タイプ 不作によって契約数量を確保できない場合の掛かり増し経費の補てん		①出荷調整タイプ 契約遵守のため余裕をみて作付した野菜を価格低落時に出荷調整した場合に補てん ②出荷促進タイプ 価格高騰時に市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に市場価格との差額の一部を補てん ③数量確保タイプ（中間事業者向け） 中間事業者が、契約数量確保のために市場等から契約対象野菜を調達した場合に費用の一部を補てん
負担割合	国：県：生産者 ＝ 2：1：1	国：県：生産者 ＝ 1：1：1	国：生産者・中間事業者＝ 1：1
申込手続	機構に申込み	都道府県法人に申込み	年に2回公募（機構に申込み） 1月：出荷期間が4～10月に開始する申込区分 7月：出荷期間が11～翌3月に開始する申込区分

【事業活用例】

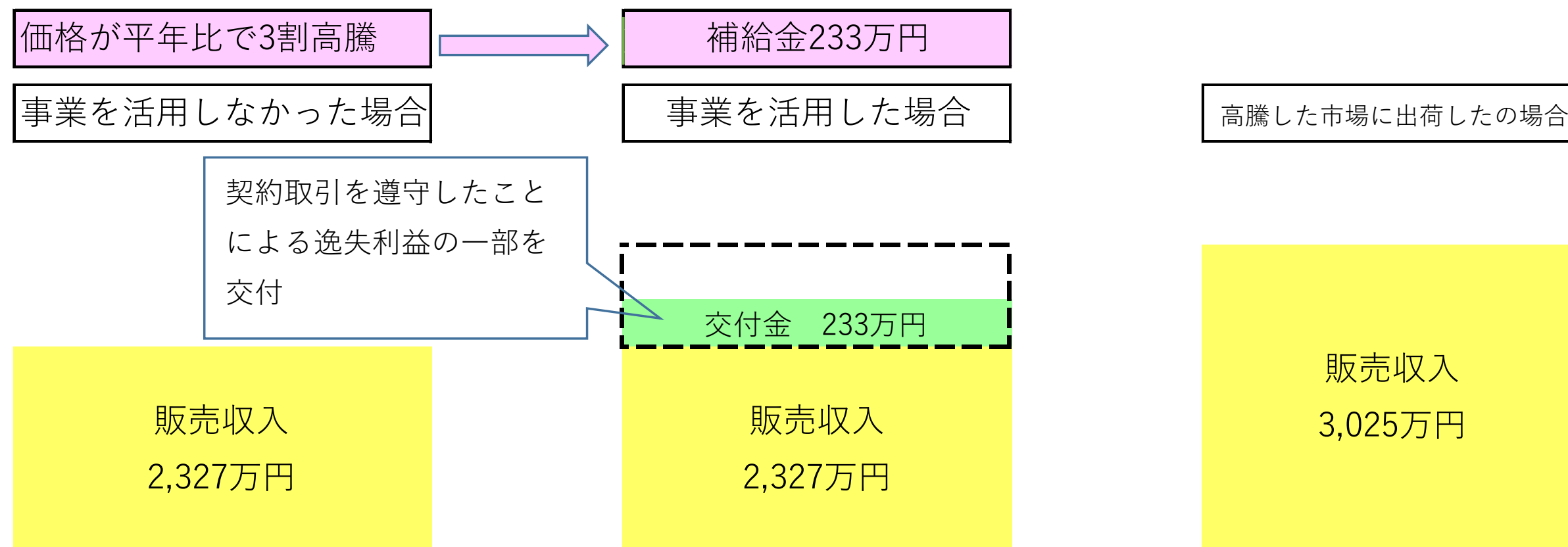
1 契約指定野菜安定供給事業（価格低落タイプ）

冬レタス（東海）、交付数量48トン（作付面積1.9ha）、出荷期間11～3月



2 契約野菜収入確保モデル事業（出荷促進タイプ）

茨城県春はくさい、出荷契約数量343トン（作付面積4.5ha）、出荷期間4／1～6／30



【端境期等対策産地育成事業の概要】

- 国産野菜の輸入からのシェア奪還を見据え、国内野菜が需要に応えきれていない品目や作型の作付け拡大に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により野菜の安定的な生産及び出荷に取り組むを行う産地に対し、定額の面積払いにより支援する事業。

※予算額【6.45億円(令和3年度)】

- 対象品目 加工・業務用:たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト、セルリー、にんにく、しょうが、さといも、えんどう、キャベツ(10～11月又は1～5月出荷)、レタス(9～3月出荷)、かぼちゃ(11～6月出荷)、だいこん(4～7月又は10～11月出荷)、アスパラガス(2～5月又は9～11月出荷)
生食用:かぼちゃ(11～6月出荷)、トマト(9～10月出荷)
※対象出荷期間が特定されていない品目については、通年。
- 取組期間 3年間
- 取組主体 農協連合会、農協、農事組合法人、農業生産法人等
- 産地要件 <面積要件>事業対象面積(加工・業務用)10ha以上、(生食用)5ha以上 <戸数要件>事業参加農家戸数5戸以上
- 助成単価 事業対象面積当たり、15万円/10a(1年目に一括払)

○ 次に掲げる取組を一体的に実施

1.生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間、全て実施

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①事業ほ場の設定 | ④生産コストの低減 |
| ②実需者との一定期間の事前契約の締結 | ⑤流通コストの低減 |
| ③新規作型の導入 | ⑥トレーサビリティシステム等の活用 |
| | ⑦出荷量の安定に向けた取組 |

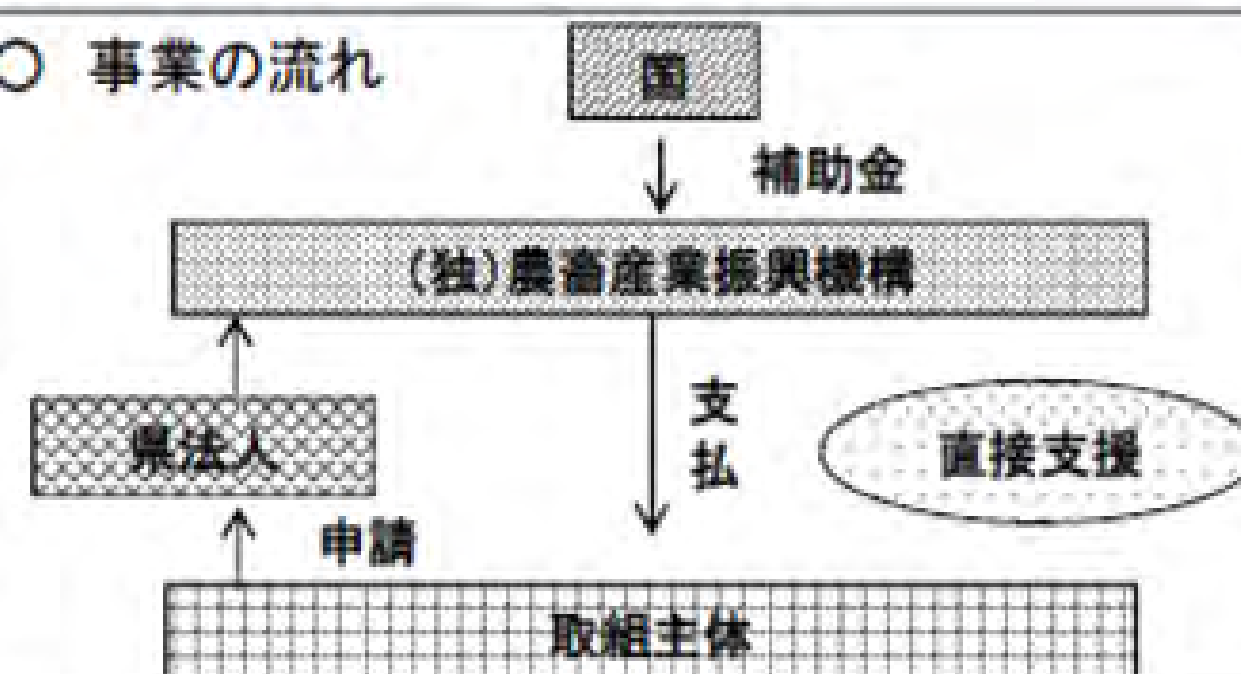
2.作柄安定技術の導入のための取組

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間計画的に実施

(1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上)

- | | |
|-----------------|---------------|
| ①土層改良・排水対策 | ③地温安定・保水・風害対策 |
| ②病虫害防除・連作障害回避対策 | ④土壌改良資材施用 |

○ 事業の流れ



取組主体は、以下の成果目標(3年後に達成が必要)を設定。

- ①出荷割合の確保（全体の出荷量のうち20%以上を対象出荷期間に出荷）
- ②出荷量の増加（対象出荷期間の出荷量が現状より10%以上増加）

ポイント10 水田転作などで新たに野菜産地づくりに取り組む場合

～まず国の「指定産地」か、都道府県の「特定産地」に選定されることが必要です～

- 1 野菜は、日々の健康な生活に欠かせない必需品であり、国境措置が自由化されている中においても国産自給率は約8割を維持しており、消費者も国産品を求めています。米の需要が年々減少する中で、水田などを活用した高付加価値農業を展開する上で野菜は重要な作物であり、北海道、東北、北陸、近畿、中国等の水田地帯などで野菜産地づくりが積極的に進められています。
- 2 野菜産地づくりに当たっては、天候等による野菜の作柄・価格変動は避けて通れず、野菜価格安定制度を活用して価格変動リスクを軽減し農家経営の安定を図ることが重要です。
- 3 野菜価格安定制度の対象品目は、「指定野菜14品目」と「特定野菜35品目」です。そして、消費地に野菜を安定供給する役割を担う集団産地として、国の「指定産地」か、都道府県の「特定産地」のいずれかに選定される必要があります。
- 4 「指定産地」は、国より全国に891産地（令和3年2月4日現在）が指定されています。「指定産地」の指定を受けるためには、都道府県を通じて国（農林水産省）に申請する必要があります。指定産地の指定には、①作付面積が葉茎菜類・根菜類20ha、果菜類（夏秋）12 ha、（冬春）8 ha、②共同出荷組織・大規模生産者の出荷割合が3分の2を超えるか超えることが確実、などの要件があります。
- 5 「特定産地」は、都道府県知事により全国に947産地（特定野菜620、指定野菜327）（令和2年11月1日現在）が選定されています。「特定産地」の選定を受けるためには、産地が所在する都道府県に申請する必要があります。特定産地の選定には、①特定野菜は作付面積概ね5ha以上（一部3ha以上）、共同出荷等割合概ね3分の2以上、②指定野菜は作付面積概ね10ha以上（一部3ha以上）、共同出荷等割合概ね2分の1以上、などの要件があります。
- 6 「指定産地」又は「特定産地」に選定されれば、それぞれの対象事業に加入することができます。加入に際しては、出荷団体や生産者（作付面積概ね1.5ha～2ha以上）は、各事業に応じて機構又は都道府県野菜価格安定法人に登録をします。産地選定や加入手続きの詳細は、機構又は都道府県野菜価格安定法人にお問い合わせください。

【野菜指定産地の指定基準（国が指定）】

(1)作付面積要件

① 対象野菜（種別）の作付面積が以下の面積に達しているか又は達する見込みが確実なこと。

区分	指定野菜の種類		面積
葉茎菜類 根菜類	キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、 ほうれんそう、レタス		20(16)ヘクタール
果菜類	きゅうり、トマト、なす、ピーマン	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす、夏秋ピーマン	12(10)ヘクタール
		冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす、冬春ピーマン	8(6)ヘクタール

※() 内は、既に他の種別の指定産地の区域等を指定産地として指定する場合の特例

(2)共同出荷要件

① 対象産地の区域内で生産される対象野菜の共同出荷組織又は一定の大規模生産者による出荷数量の合計がその区域内の出荷数量の3分の2（対象野菜の区域内の作付面積が以下の面積以上の場合は2分の1）を超えているか又は超える見込みが確実なこと。

共同出荷割合の特例の適用要件

指定野菜の種類	面積
キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、 はくさい、ばれいしょ及びレタス	50ヘクタール
きゅうり、トマト、なす及びピーマン	夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす及び夏秋ピーマンにあっては30ヘクタール 冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマンにあっては20ヘクタール
さといも及びほうれんそう	20ヘクタール
ねぎ	25ヘクタール

② 区域内の対象野菜の出荷が全体として合理的・計画的に行われているか又は行われる見込みが確実なこと。

※指定野菜とは、キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、ねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（14品目）

【特定産地の選定基準（都道府県が選定）】

野菜の種類			作付面積要件	共同出荷要件
特定野菜				おおむね 3 分の 2 （複合地区はおおむね 2 分の 1、産地強化計 画樹立地区は 3 分の 1）を超えているか、又 は超える見込みが確実 なこと
	こまつな、しゅんぎく、ちんげんさい、みずな、 みつば等		おおむね3ヘクタール	
	生しいたけ		ほだ木5万本相当以上	
	上記以外の特定野菜		おおむね5ヘクタール	
指定野菜				おおむね 2 分の 1 （産地強化計画樹立 地区は 3 分の 1）を 超えていること
	指定野菜（果菜類を除く）		おおむね10ヘクタール	
		指定野菜（果菜類を除く） のうち、指定野菜に係る複合 産地	おおむね7ヘクタール	
	指定野菜のうち、果菜類		おおむね5ヘクタール	
		果菜類のうち、指定野菜に係 る複合産地	おおむね3ヘクタール	

※特定野菜とは、アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリー、いちご、えだまめ、かぶ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、セルリー、そらまめ、ち んげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが（35品目）

<お問い合わせ先>

独立行政法人農畜産業振興機構

(指定野菜価格安定対策事業)

- ・野菜業務部予約業務課 03-3583-9480
- ・野菜業務部交付業務課 03-3583-9476

(契約指定野菜安定供給事業)

- ・野菜振興部契約取引推進課 03-3583-9816

(緊急需給調整事業)

- ・野菜振興部助成業務課 03-3583-9795